

公開準備会社における新株予約権の有効活用

TFP ビジネスソリューション株式会社
代表取締役 公認会計士 三嶋良英

第1回 新株予約権とは？

1. はじめに

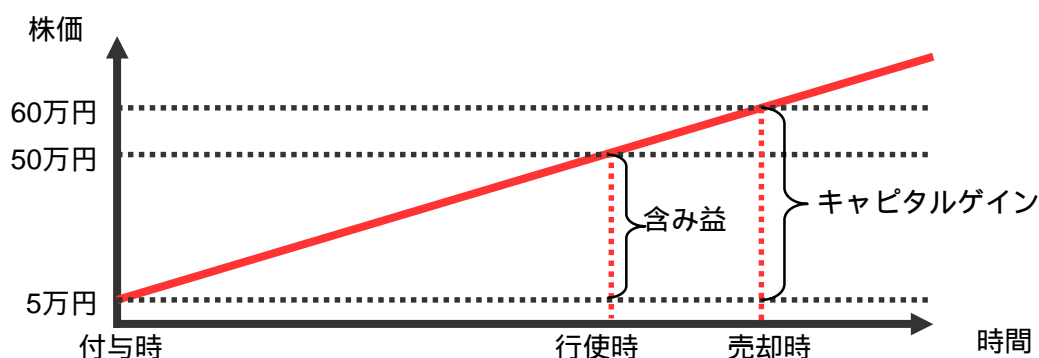
最近新聞紙上等で「ストックオプション」「新株予約権」という単語を目にする機会が特に増えてきました。なんとなくは理解しているよ、という方はかなり多いのですが、きちんと理解している方はかなり少ない、というのが現状ではないでしょうか。一方で数少ない専門家によりその活用方法が日々研究・開発されているのもこれまた現実です。

本シリーズ(6回)では、新株予約権を正しく理解し有効に活用していただくために、いわゆるストックオプションを発行する際の留意事項のみならず、資本政策における経営者の持株比率アップを目的とした有償(時価)による新株予約権の発行という新しい活用方法もご紹介します。このシリーズを通して、既に新株予約権を発行している会社や、これから新株予約権の有効活用を検討している会社のご参考になれば幸いです。

2. 新株予約権とは

新株予約権とは、あらかじめ定められたある一定期間(行使期間)に、一定の価格(行使価格)でそれを発行している会社の株式を取得できる権利です。公開準備会社では役職員等に対し、まだ株価の安い段階で新株予約権を付与し、株式公開して株価が上昇すると権利行使を行ってキャピタルゲインを得ることができるように対象者にインセンティブを与えるというのが一般的な活用方法(いわゆるストックオプション)です。

具体的には、次の例を見ていただければ、分かりやすいと思います。



現在、株価5万円の会社が、役職員に行使価格5万円の新株予約権を無償で付与したとします。この会社が株式を公開し、株価が50万円になった時に権利行使を行い、株価が60万円まで上昇した時に株式を売却したとすると、役職員は1株当たり55万円(=売却価格60万円-取得価格5万円)の売却益を得ることができます。

3. 新株予約権の有効な活用方法は

新株予約権は、会社の業績が上がり、株価が上昇すればするほど儲かりますから、会社の役職員に対する効果的なインセンティブ・プランとなります。また、優秀な人材をスカウトするためや外部のコンサルタントに報酬の一部として新株予約権を付与する、あるいはオーナー経営者の持株比率をアップするために新株予約権を付与するなど、色々な活用方法が考えられます。新株予約権を有効に活用すれば、会社や経営者は大きなメリットを得ることができますが、新株予約権にかかる税務上の取扱いについては意外と正しく理解されていないので注意が必要です。

4. 新株予約権（ストックオプション）の税金は？

ストックオプションを与えられた者の課税関係について、前記の例で試算してみると次のようになります。この場合、課税上の優遇措置を受けられるかどうかによりその税額が大きく異なります。

(1) 税制適格ストックオプションの場合 税額 5.5 万円

役職員に付与した新株予約権のうち、一定の要件を満たしたものについては、課税上の優遇措置が設けられており、その適用を受ける新株予約権は「税制適格ストックオプション」と呼ばれています。前記の例で「税制適格ストックオプション」に該当する場合、株式の売却時に売却益がキャピタルゲイン課税され、現在の税率（10%）では売却益 55 万円に対し 5.5 万円の税額となります。

(2) 税制非適格ストックオプションの場合 税額 22.3 万円

税制適格の要件を満たさない新株予約権は、課税上の優遇措置を受けることができません。その場合には、役職員の場合権利行使時に含み益に対して給与所得課税、また株式売却時に権利行使後の利益がキャピタルゲイン課税されます（新株予約権を有償（時価）で発行した場合を除く）。給与所得に対する税率を最高税率（50%：給与所得控除 5%）と仮定した場合には、前記の例では売却益 55 万円に対しおよそ 22.3 万円の税額となります。（詳細な計算方法については次回参照）

5. 思わぬ税金を支払わないためには

上記で試算したとおり、税制適格の場合には 5.5 万円であった税額が、税制非適格の場合には 22.3 万円の税額となります。この新株予約権を 100 株付与された経営幹部がいたとしますと、5,500 万円の売却益に対して税制適格の場合には 550 万円の税額で済む一方、税制非適格の場合には 2,237 万円という税額となり、新株予約権を付与したメリットが半減されてしまいます。このように役職員に新株予約権を付与する場合には、そのメリットを最大限に享受するためにも、税制適格の要件を満たしているか細心の注意を払う必要があります。

また、既に発行した新株予約権につきましても、税制適格要件を満たしているかどうかにつき、再度確認することをお勧めします。（税制適格の要件については次回参照）

6. オーナー経営者に新株予約権を付与するには

いわゆるオーナー経営者に付与した新株予約権は「税制適格ストックオプション」に該当しないケースがほとんどです。ではオーナー経営者に新株予約権を付与したい場合によい方法はあるのでしょうか。

オーナー経営者に付与する新株予約権については、新株予約権自体の価値を評価し、有償（時価）で付与するという方法があります。新株予約権を有償（時価）で取得した場合には、税制適格ストッ

クオプションと同様に、権利行使時の課税は行われず、株式売却時に売却益がキャピタルゲイン課税されます。

有償（時価）発行による新株予約権を活用した資本政策につきましては、第3回以降に詳しく説明させていただきます。

TFP ビジネスソリューション株式会社は、「YAMADA グループ」 税理士法人 山田&パートナーズ、優成監査法人、TFP コンサルティンググループ（ヘラクレス：4792）の一員です。
事業内容 株式公開コンサルティング、株式・新株予約権評価、M&A コンサルティングなど
問合せ先 TEL：03-5322-3257 E-mail：nozawam@tfp-bs.net 担当：野沢
新株予約権に関する詳細は <http://www.tfp-bs.net> をご覧ください。